

■ 市民、事業者、市のパートナーシップの構築

～各主体の自主的活動の促進と三者の連携～

重点
目標

市民、事業者、市の三者の多様な連携・交流を促す機会の創出や支援等を推進し、パートナーシップによる施策の展開を目指す。

施策の概要

計画の望ましい環境像を実現していくためには、市内のあらゆる主体に環境への取組が浸透し、自主的な取組が促進されるとともに、各主体が的確な情報と問題意識を共有し、共通の理解や合意を形成して取り組んでいくことが重要となります。

そのためには、各主体が有機的な連携をもって活動できるよう、環境コミュニケーションを図りながら、市民、事業者、市による三者のパートナーシップを構築し、各主体の負担と役割に応じた自主的な取組を推進するため、「地域活動組織の自立的発展の支援」をはじめとする次の施策を重点的に取り組みます。

環境コミュニケーション
持続可能な社会の構築に向けて、市民、行政、事業者、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するため、環境への負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。

重点的取組事項の実施状況

● 地域活動組織の自立的発展の支援

かわさき地球温暖化対策推進協議会の各部会の取組の支援
【「地球温暖化対策の推進」に係る重点分野に掲載】

● 市民・事業者等による自主的活動の支援

市民が行う自主的活動を促すため、次の活動に助成金等による支援を行っています。
【「第5章基本計画の総合的推進施策」助成等に掲載】

● 三者の多様な連携を促す機会づくりの推進

・ 「環境パートナーシップかわさき」会議の場を活かした連携の推進

「環境パートナーシップかわさき」は、市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進するため、協議組織、相互に交流する機会等に関する支援措置として、環境基本条例第15条第2項に基づく組織で、2001年6月に発足しました。

メンバーは、地域の環境関連活動団体組織の推薦、市民公募等により選任された市民、事業者、市職員の30名から構成されています。

2003年5月までの第2期では、「大気化学物質」「水・緑（生物）」「資源、廃棄物、リサイクル（エネルギー）」「都市アメニティ（交通・まちづくり）」「環境教育・ネットワーク」の5つのテーマについて部会を設置し、各テーマについて理解を深め、意見・要望等を活動報告書にまとめました。2005年6月からは新たな構成で第3期の活動を進めています。

・ 各地域活動組織のネットワークの構築

市では、市民との協働のまちづくりのために、2001年9月に「川崎市市民活動支援指針」を策定しました。この指針では、市民主導型の「中間支援組織」が機能するような環境の整備に努めるとしていますが、この「中間支援組織」は、市民活動団体の仲介組織・交流促進組織・連合組織であり、各地域活動のネットワークの構築に資することが期待されます。

具体的な取組として、市民活動支援指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図ることにより、市民主体の活力ある地域社会を実現するため、「川崎市市民活動推進委員会」を発足し、かわさき市民活動センターの開設に向けた検討を行い、2002年11月に同委員会から提言を受け、2003年4月にかわさき市民活動センターを開設しました。

・ 三者協働によるパートナーシップ型の活動の推進

1 新川崎創造のもり暫定緑化事業

2003年度に「新川崎創造のもり」の未整備地区のうち、今後の土地利用に影響が少ないと考えられるエリアに暫定緑化を行いました。

事業にあたっては、地元の町会の方々をはじめ「緑の広場」あるいは「ふれあい花壇」

などで活動を行っている方々とのワークショップ方式（全9回）により具体的整備や今後の管理について検討を行いました。また、2004年2月28日の第8回ワークショップでは約70名の参加者が、市内の活動団体や地元小学校、企業から提供していただいたクヌギやコナラの苗木約250本を植樹しました。2005年度は、市民による維持、管理活動が行われました。

2 生田緑地基本構想

これまでの生田緑地整備の基本構想は、平成3年に策定された「生田緑地アーバンリゾートパーク整備計画」が最新のもので、生田緑地の整備の基本的な考え方として、これまでの施設整備に反映してまいりましたが、生田緑地を取り巻く環境の変化や向ヶ丘遊園の閉園などを背景に、整備構想が必要となり、整備構想の策定にあたっては、「生田緑地整備構想策定委員会」を設置し、出来るだけ多くの方々の意見を反映させるため、市民参加によるワークショップ手法を採用し、平成15年度に、「生田緑地整備構想」を策定いたしました。

さらに、この整備構想を具体化するため、平成16年度に、61名の市民参加のもと、官民協働によるワークショップ手法により「生田緑地整備基本計画」を策定しました。策定にあたっては、生田緑地を、杵形山を中心とした中央地区北側、噴水広場を中心とした中央地区南側、初山・飛森谷地区、ばら苑及び東生田2丁目地区、ゴルフ場地区の5つの地区に分けて、各区ごとに、「まもる・なおす・つくる」の視点から現況を調査し、生田緑地整備の大きな柱となる「緑、水、リート、その他の施設」のテーマを軸に各地区の素案づくりを行い、ワークショップでの意見、提案を踏まえ、宮前、多摩の各区役所で中間報告の展示を行うなど広く意見を伺う機会を経て、全体の基本計画として取りまとめました。 今後は、この整備基本計画に基づき整備を進めるとともに、管理運営計画面等に活用していきます。



ワークショップ

3 市民健康の森

緑の保全と創造及び地域コミュニティの形成を目的とした、「市民健康の森」づくりを、地域住民等と行政のパートナーシップで行っています。完成後は、住民が主体的に市民健康の森の管理運営を行っていきます。そのための活動組織が2001年度に中原区、宮前区及び麻生区で、2002年度に幸区、高津区及び多摩区で設立されました。2003年度には川崎区で設立され、全ての区において活動組織が設立されています。



「市民健康の森」(多摩区)

・ 環境コミュニケーションの促進による三者の有機的な連携

市民、事業者、行政、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するため、環境への負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、様々な場において、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、お互いの理解を深めていくことが重要です。市では、市民、事業者等が様々な場に参加できる機会を設けています。

1 「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」

【「化学物質の環境リスクの低減」に係る重点分野に掲載】

2 審議会等行政機関への参加

- ・環境審議会（2004年度：市民代表13人、学識経験者17名）、環境影響評価審議会（2004年度：市民代表6名、学識経験者12名）等、条例により設置される審議会等の市民代表として、市民や事業者が審議に参加しています。
なお、環境審議会の市民代表13名のうち、6名は市民公募により選任されています。
- ・川崎市自動車公害対策推進協議会（関係団体6名、関係機関7名、市民代表3名、市職員2名で構成）の要綱により設置されている組織の関係団体や市民代表として、市民や事業者が参加しています。
- ・地域で活動する廃棄物減量指導員（1,747人）等、条例によって設置されている指導員として市民が参加しています。

3 公聴会への出席、意見書の提出等による参加

- ・環境影響評価制度における意見書の提出
環境影響評価条例に基づく意見書の提出、公聴会への参加が制度として定着しています。2004年度は、審査書の公表のあった事例が24件あり、このうち11件について延べ32,208通の意見書が提出され、公聴会が3回開催されました。
- ・環境基本計画年次報告書に対する意見書の提出
2004年度版環境基本計画年次報告書については、意見項目数30件が提出されました。（なお、主な市民意見と市の対応措置は、第6章に掲載しました。）